

会員の入会及び退会、並びに変更等の事務手続要領

(目的)

第1条

本要領は、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 会員及び会費等に関する規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の入会及び退会並びに変更等に関する事務手続に必要な事項について定めるものとする。

(入会)

第2条

- (1) 規程第3条で定める入会手続は「入会申込書」（様式第1号）により行うこととする。
「入会申込書」には、次に示す資料を添付する。

誓約書

会社定款

履歴事項全部証明書

役員名簿

会社案内

決算報告書（最近2期分）

- (2) 入会にあたっては、入会を希望する法人の「代表者」又は「代表者が指名した者」との面談を行う。なお、理事長の承認により面談を省略することができるものとする。

(退会)

第3条

規程第9条で定める退会に関する届出は、「退会届」（様式第2号）により行うこととする。

(所属部の追加・変更等)

第4条

会員の所属部の追加・変更等に関する申込は、「所属部追加・変更等申込書」（様式第3号）により行うこととする。

(会社名の変更)

第5条

会員の会社名の変更に関する届出は、「社名変更届」（様式第4号）により行うこととする。「社名変更届」には、「履歴事項全部証明書」を添付する。

なお、他の法人への会員の資格の移行に関しては、別途定める。

(その他の登録事項の変更)

第6条

会員の事務所所在地、協会窓口担当者等、登録事項の変更に関する届出は、「変更届」(様式第5号)により行うこととする。

(改正)

第7条

本要領は、理事長の決裁により改正することができる。

附則

本要領は、平成27年6月1日より実施する。

この改正要領は、平成30年11月1日より施行する。